令和５年度　事業主健診委託書

東京金属事業健康保険組合　殿

東京金属事業健康保険組合（以下「組合」という。）が、組合の被保険者を対象として実施する下記の健診において、労働安全衛生規則第44条「定期健康診断」で定める検査項目の健診を、事業主健診として組合へ委託します。

記

健診の種類 ・受診対象者	事業主健診受託料
一般健診＜Ａ１・簡易コース＞ ・39歳以下の被保険者（注1）	2,900円（税込）
一般健診＜Ａ２・法定コース＞ ・39歳以下の被保険者（注1）	6,900円（税込） ※労働安全衛生規則第44条の必須検査項目分
生活習慣病健診＜Ｂ＞ ・被保険者	6,900円（税込） ※労働安全衛生規則第44条の全検査項目分
婦人生活習慣病健診＜Ｃ１＞ ・女性被保険者	6,900円（税込） ※労働安全衛生規則第44条の全検査項目分
半日人間ドック＜千代田健診センター＞ ・35歳以上の被保険者（注1）	6,900円（税込） ※労働安全衛生規則第44条の全検査項目分 （一部負担金11,000円の中に受託料を含む）

（注1）対象年齢は、健診を受診する年度末の年齢とします。

○本委託の適用期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとし、上記のいずれかの健診の初回申込時に本委託書を提出してください。
なお、本委託書の提出以降は、令和5年度中に組合が実施する全ての健診申込の際に、本委託書を適用します。

○各健診において、次の未実施項目があった場合は、費用を減額して請求します。
・聴力 530円（一般健診の簡易法を除く）　・検尿 180円　・胸部Ｘ線 530円　・心電図 990円
・血液生化学検査［A2］ 2,380円、［生活習慣病］ 2,610円　・血液血球検査 1,010円
ただし、千代田健診センターで実施する健診は、減額の対象となりませんので予めご了承ください。

○事業主健診受託料については、一定期間（年4回程度）でとりまとめて、組合から事業主へ一括して請求します。

令和　　年　　月　　日

事業所記号　【　　】

所在地

事業所名

事業主